
平成29年度第1回東京都北区子ども・子育て会議（第18回会議）議事要旨

[日 時]

平成29年7月4日（火）午後6時30分～午後8時50分

[会 場]

北とぴあ 14階 スカイホール

[出席者]

岩崎会長、神長副会長、我妻委員、佐田委員、鹿田委員、田辺委員、菅野委員、丸山委員、石山委員、西澤委員、坂内委員、平山委員、橋本委員、大塚委員、菅田委員、滝口委員、仁科委員

[次 第]

1 開会

2 議事

- (1) 「北区子ども・子育て支援計画2015」の中間見直しについて
- (2) 保育園の待機児童解消の取り組みについて
- (3) 第三次北区特別支援教育推進計画の策定について【報告】
- (4) 保育料の改訂について【報告】
- (5) 認証保育料補助の拡充について【報告】
- (6) 病児保育サービス（施設型）の開始について【報告】
- (7) 区立認定こども園の運営状況について【報告】
- (8) 子どもの貧困対策の具体的支援策（29年6月補正予算）について【報告】

3 閉会

[事前配布資料]

資料1	「北区子ども・子育て支援計画2015」の中間見直しについて
資料2	保育園の待機児童解消の取り組みについて
資料3	第三次北区特別支援教育推進計画の策定について【報告】
資料4	保育料の改訂について【報告】
資料5	認証保育料補助の拡充について【報告】
資料6	病児保育サービス（施設型）の開始について【報告】
資料7	区立認定こども園の運営状況について【報告】
資料8	子どもの貧困対策の具体的支援策（29年6月補正予算）について【報告】

1 開会

【会長】

第18回北区子ども・子育て会議を開会いたします。

今日は、第2期の子ども・子育て会議、最後の会議ということになります。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、最初に事務局から、本日の委員の出欠席についてご報告をお願いいたします。

【事務局】

本日、委員のうち2名の方がいらっしゃっていない状況ですが、会のほうは有効に定足数を満たしておりますので、成立でございます。

【会長】

それでは、事務局から資料の確認をお願いいたします。

【事務局】

では、資料を簡単に説明させていただきます。

資料1ということで、「北区子ども・子育て支援計画2015」の中間見直し、そして、待機児童解消の取り組みの資料2、第三次北区特別支援学級の取り組みが資料3-1、3-2、3-3とございます。国の進める幼児教育の段階的無償化に伴う保育料等の見直しが資料4でございます。認証保育所等保育料補助制度の拡充についてが資料5でございます。病児保育サービス（施設型）の開始についての資料6でございます。区立さくらだこども園の状況につきまして、こちらが資料7でございます。子どもの貧困対策の具体的支援策、平成29年6月の補正予算について、これが資料8ということで、今回は多岐にわたるものとなっておりますが、よろしくお願いいたします。

2 議事

【会長】

それでは、本日の議事に入りたいと思います。

資料1、「北区子ども・子育て支援計画2015」の中間見直しについて、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

ここではたびたび進捗状況など、いろいろ答弁させていただいておりますが、北区の子育て施策の総合的な計画として、平成27年3月に策定いたしました「北区子ども・子育て支援計画2015」につきましては、見直しを行っていきたいと考えてございます。見直しにおきましては、計画策定同様、この会議の中でいろいろと議論をいただき、検討を重ねていけたらと考えております。

改定の理由は三つございます。保育所待機児童解消などの事業において、本計画上の見込み・目標と、現状のニーズとの間に乖離が生じてございます。この計画は5年

間の計画期間でございますが、今年はその中間に当たります。国は、子ども・子育て支援計画については、必要に応じて計画期間の中間点を目安に見直しを行うといった方針を示してございます。また、本計画の上位計画に当たります北区中期計画は、昨年度、パブリックコメントなどの手続きを経て改定を行っております。そういったことから、見直しを行っていきたいと考えております。

今後の予定でございますが、8月ごろ、次回の会議から、さまざま検討に当たっての事を議題にのせていけたらなと考えてございます。今年度いっぱいその検討を進め、年度末には区議会のほうに報告いたしまして、その後、公表をしていきたいと考えてございます。

参考のところでございます。本計画の改定に関する今後の予定ということでございまして、平成32年度以降の計画といったようなこととなりますが、いよいよ来年度から作業が入ってくることになるのかなと考えております。30年6月ぐらいから、この会議の中でいろいろと検討が進められたらと思っております。

基本的に検討期間、2カ年を予定しております。まずはニーズ調査というものを1年目に行いまして、その後、この子ども・子育て会議における検討が終わった後は、区民の皆様へのパブリックコメント、そういった手続きを経て、31年度末に改定ができればといったようなことで考えてございます。

【会長】

それでは、ただいまのご説明に対して、ご質問、ご意見等ありましたら、お願いいたします。

【委員】

待機児解消策というところが見直しのメインになってくるのかなという気持ちがありますが、待機児解消策って、本当に北区は一生懸命やっていたかと思えます。しかし、一生懸命やればやるほど転入児童が増えてきて、これ、いつまでたっても、たちごっこになっていくということも最近感じます。その辺のことをどう見きわめていくかということが大事だと思うのと、もう一つは、保育士の確保ということ。例えば、行政のほうで募集し、応募がありましたというんだけど、今度それを運営する保育園のほうですが、非常に、現在、保育士の募集が難しい状態。保育園というのは、我々みたいな小さい法人ですと、専任の募集とかそういう事務方の人間がいないものですから、園長や主任また関係する人間が、片手間で募集のことをやらなきゃいけない。保育をしながら、こんなことをしなくちゃいけないということで、非常に困難がある。株式会社であったりすると、保育を運営する側と、その管理をする側、また、採用する側という役割分担ができていと思うんです。我々のほうに募集するのは難しい状態というのが、今の現場の人間の実情です。

医療専攻の先生方もそうですが、本当に保育士の資格を取ろうと思って卒業する人が多いんですけど、みんな大手の紹介会社経由で行ってしまう。ある就職情報サイトですと、株式会社の保育園は、開設するために紹介料50%、年間取得の50%というようなことを言っていました。年間収入の項目で50%といたら、百五、六十万

です。うちでこの間採用した職員は、25%で、やっぱり80万から100万ぐらいの紹介料を払う。それはどこが負担するのかといたら、法人が負担するということで、非常に法人運営も難しくなっているような、今の職員採用の状態なんです。本来なら子ども・子育て会議の趣旨とは若干ずれているかもしれないですけど、保育の充実ということを考えたときには、そういうことも念頭に置いていかないと難しいのかなと思っています。

もう一つ。日本語を母語としないお子さんが保育園に入園して、そのまま小学校に入学していくような形が、今、徐々に増えていまして、一つのクラスに2人、3人の日本語を母語としないお子さんが来ていらっしゃる。そういうことに対して、言語指導という制度が今、未就学児にはないんです。子ども・子育て会議のほうやるべきことなのかどうかというのはわからないので、その辺のことは担当の部課長にお尋ねしたいところなんです。保育というのは、ただ、扱われるんじゃないで、子どもたちの成長・発達を促していく。例えば、物事ができたときに、よくできたね、頑張ったねと声をかける。声をかけられて、意味がわからなかったり、通じる通じないにおいては、子どもも体だけじゃなくて心の成長がやっぱり違ってくるんじゃないかな。私の好きな言葉で「やる気スイッチ」というふうな、今、よくテレビで宣伝やっていますよね。やる気スイッチ、いつ入れるんだろう、どこにあるんだろうとかいう。やる気スイッチが入った子どもたちというのは、本当に伸びるのも早いという、それは小学校も未就学児も一緒だと思うんです。で、そういうためには、やっぱり言葉がけが保育の大事な手法になろうかと思って、そういうことがなかなかしにくいということが、日本語を母語としないお子さんに対する言語指導というようなことを、必要に応じてお考えいただきたいなと考えています。

以上、すみません。3点、待機児の問題と、職員採用の問題と、外国人児童に対する言語指導をお尋ねしたいと思います。

【事務局】

まず、待機児童解消策ですが、確かに北区というのは、これまでも力を入れて取り組んできたものと自負しております。ただ、北区の中期計画等を策定する中で、今後の需要ですとか、提言を見込んだ形を考え、報告しながら取り組みを進めているといった考えでございます。そういった方針について、また皆様でご意見をいただきながら、いろいろとご議論をいただくことが、この会議の意義なのかなと考えております。

確かに、増大する保育ニーズにいつまで対応したらいいのかというのは、大変難しいことなんです。ただ、日本の抱える少子高齢といったものをストップするには、子育て施策の充実というのは、今は欠かすことのできないものと考えておりますので、その待機児童の解消というのを受けて、北区としては、力強く推進していきたいといったことだけ、まずは述べさせていただきたいと思っております。

【事務局】

私のほうからは、保育士の確保と日本語を母語としないお子さんたち、現実の保育園の問題について、少しお話をさせていただきます。

まず、保育士の確保です。保育所の整備がどんどん進んでいく中で、国としてもいろんな関連3法、子育て3法が整備され、政府としては子ども・子育て支援新制度、新しい制度、新しい法体系になりました。これに見合って、補助金の体系、国が保育園を運営している方にお支払いするお金というのも制度が変わりましたし、それだけでは運営が厳しいといったものに対応するために、区の単独補助であるとか、単独の加算、こういったものもお支払いをしているところです。

そういった中で、サービスを拡大すれば、結構お金が入ってくるような制度になっていることから、株式会社なんかの参入も多かった。以前は、社会福祉法人と学校法人とかそういったところが中心でしたが、株式会社もかなり多く参入をしてくれています。今、区立で新しく保育園をつくるのは、株式会社が多いです。株式会社の強みとしては、先ほど委員からありましたように、会社のスケールメリットを生かした広告であるとか、専門の人材の確保といったところがあります。ただ、一方で株式会社のほうで私たちもいろいろお話を聞きますけども、人材の定着、こういった部分では、なかなか難しい部分もあると聞きます。

私どもといたしましては、その事業者が、例えば社会福祉法人であろうと、株式会社であろうと、個人立であろうと、保育の運営ができるチャンスについては、平等に保障していきたいと思っておりますので、これまでもいろんな国や東京都の制度を活用して、私立保育園であったり、指定管理の保育園であったりの保育士の確保の手伝いをさせていただいています。その一つとしては、これはお金ではないですけども、保育士が就職するためのセミナーとか、それから研修会、そういったものを毎年、東京都の共催で開いています。今年度については、来年1月に北とびあでそういったセミナーをやって、大々的に募集をするというところです。時期的には少し遅いんですけども、最後の駆け込みというか、そういったところで貴重な人材確保のお手伝いをさせていただきたいなと思っております。

それから、もう1点。日本語を母語としないお子さんたちの対応です。これはやはり、私ども公立の直営保育園だったり、指定管理保育園もかなり、悩みの一つであります。委員からもあったように、保育士の働きかけによって、子どもがどんどん成長していく、そういったかかわり合いは非常に大切にしています。そういったことから、なるべくかかわり合いを言葉でやっていきたいなと思っておりますが、いかんせん言葉が通じないという、言葉の壁は委員からもご紹介があったようにあります。

それから、ご家庭と保育園とのお約束であったり、子どもの成長で伝え合いたいこと、こういったことを保護者にお伝えするのが、実質問題、やはり厳しい状況であります。これに何か対応できる支援策であったり、場合によっては補助金かもしれませんが、そういった問題が何かないだろうかということで、私どもは、私立保育園とはほぼ月1回協議をしていますし、公立直営保育園とも同じような会議をやって、今、知恵を出し合っているところです。ただ、現実には、保育のこのサイズからすると、全てを保育の枠の中で日本語を母語としないお子さんにも過不足なく対応ができるというところまでは、アイデアができていない。打開策が難しいというのが現状ということなんです。

言葉の問題なのか、発達の問題なのかというのは、具体的には支援指導員の巡回指

導なんかで、言葉だけではなくて発達にも課題があるんじゃないかということは、そのお子さんの特性を見きわめて、支援が必要な方には支援をしていくという方法があります。だから、それでも言葉の壁というのは、全てを、専門員が来ても、言葉の壁だから越えられない部分がありますので、この辺については、今後も課題として残ってしまいますけれども、できる限り、特別な支援が必要なお子さんについては、見つけて支援ができるようにしていきたいと思っております。

【委員】

ありがとうございました。

現状で、やっぱり、一クラスに2人も3人も日本語を母語としないお子さんたちをお預かりしているような状態で、本当に現場の保育士が苦勞しているのを何とか、保育課だけじゃなくて教育庁全体としても、小学校には言語指導のシステムがあることをお伺いしたんで、そういうところで代用していただけるような方法はないのかなと考えます。

それと、課長はいろいろな形で、特別支援に見合うような形というふうにおっしゃっているけど、逆に先ほど申し上げたように、保育士が不足しているから募集しても来てくれない。これは、ちょっと悪いほうの循環が来ていますので、来てもらってどうするのといったときに、いま一つ明快な対応が見つからないというのが、感じているところです。ぜひ、継続的にご検討いただければと思っています。

【委員】

改定のスケジュールについて、結構ゆっくりと、時間を要するんだなという印象を受けました。もともと27年3月に策定した計画に対して、今大体2年ぐらいたっていると思うんですけど、そちらで現状のニーズと乖離があるということだったので、31年度末の改定って、今からまた2年後だと思うので、この検討している間に、また状況がどんどん変わっていってしまうんじゃないかなと思っていて、その辺はどういう形で進めようとされているか、教えてください。

【事務局】

まず、基本的に目指す方針としては、子ども・子育て支援計画というのは、昨年度策定した北区中期計画の下位の計画という位置づけなんです。そうしますと、まずは、中期計画で区民の皆様からご意見をいただいて策定した目標値というのがありまして、そのうち子ども・子育てに関連する部分というのは、基本的にはそれに合わせた形での改定をしていき、それで今年度の中で著しく変更があることについては、また若干見直すといったようなスケジュールを考えています。時間をかけるのは、基本的に子ども・子育て会議の進行の状況ですとか、そういったスケジュール感を見据えてのものでございます。

【会長】

それでは、議事の2に行きたいと思います。資料2の保育園の待機児童解消の取り

組みについて、事務局からお願いいたします。

【事務局】

では、保育園の待機児童解消の取り組みについてでございます。項目1です。前回の子ども・子育て会議で新年度当初予算の説明の中で、受け入れ数の拡大の計画というのを説明させていただきましたが、今回、それを改めてここにも提示させていただきました。平成29年4月期におきましては、対前年度比で898名の受け入れ数を達成したところでございます。また、今年度中に159名分の施設整備を行い、平成30年度4月以降につきましては、619名の増に取り組むといったようなことでございます。これが昨年度末に策定した北区中期計画などにおける昨年度末時点での計画数でございます。

次に、項目2に進みます。平成29年4月の時点での保育園待機児童数でございます。昨年度は232名という大変な数の待機児童数が発生してしまいました。今年度、先ほども申し上げましたとおり898名、また、そのうち例年待機児童数の最も多い1歳児につきまして292名増という重点的な整備を行いました。結果、待機児童数が82名まで減少いたしました。残念ながら、北区として待機児童解消といった状況には至っておりません。

その下の地区別の内訳の状況について説明します。北区では、政策を進める上で、区全体を7つの地区に分けて、いろいろな検討等を進めておるところなんです。昨年度、28年4月におきましては、どの地区においても満遍なく待機児童が発生した状況でございます。しかし、本年4月におきましては、滝野川西地区にかなり多く集中しているような状況が見受けられているというのもございます。

2枚目に進みます。待機児童数のカウント方法につきまして、若干ご説明をさせていただきます。待機児童数のカウント方法につきましては、国が自治体ごとに取り扱いが異なる状況を解消するため、昨年度末に新たな調査要領を示したといった状況でございます。北区では、新たな調査要領に盛り込まれました復職に関して継続的に保護者の意向確認を行うことへの対応が困難な状況であるため、従来の方法によりカウントした数値での報告を行ってございます。その下の表でございますが、新たなカウント方法による待機児童数を参考に記載しております。育児休業中の保護者については、全て待機児童数に含める取り扱いとしたため、154名に増えてしまうといったようなこととなります。

次の項目3でございます。今後の待機児童解消の進め方でございます。今回、待機児童数などの状況を見まして、この滝野川西地区に待機児童数が多く発生したことなどを踏まえまして、区では、この項目1でもってお示しした計画数に加えて、平成30年度に向けて、さらに300名程度の保育施設整備を進めていきたいという考えを持っています。整備につきましては、国や東京都から手厚い補助がされる状況を踏まえまして、民間施設の誘致を基本としながらも、あらゆる方策を検討し、地域の保育事業並びに、この既存民間施設との立地にも配慮しながら進めていきたいと考えてございます。あわせて、既存施設における改修や定員の弾力化による受け入れ数の増につきましても、継続して進めていくとしています。また、平成28年度に引き続きま

して、私立幼稚園における長時間預かり保育の拡充といったものも推進していきたいと考えてございます。

項目4以降では、区の審査を通過しまして具体的に整備が進められている保育施設整備の計画などをご説明させていただきます。まず、4でございますが、平成29年度中に新規開設予定の施設ということで、豊島四丁目に（仮称）キッズガーデン北区豊島という園が開設になります。定員は80名で、運営者氏名は記載のとおりです。なお、平成29年度中ということで、6月に定員19名の小規模保育事業所「浮間さくら保育園」が開設になっております。19名定員のところ、現在16名の入所が既にごございます。また、今月1日には、王子五丁目に「にじいろ保育園王子」といった保育園が開設になってございますが、こちらは、0歳から3歳まではもう、最初の月から空きがないような状況です。

次の項目5-1でございますが、平成30年4月期、新規開設予定施設5カ所を記載してございます。（1）から（5）までご案内してございますが、（5）につきましては、項目3のところでも申し上げました追加整備分300といったような取り組みの中に含まれる施設でございます。

（1）でございますが、（仮称）ベネッセ王子神谷保育園でございます。王子五丁目で建設が進んでいる大規模集合住宅団地に併設される園で、定員は70名でございます。（2）（仮称）西が丘みらい保育園で、赤羽西六丁目、定員60名での整備が進んでございます。（3）の（仮称）あい保育園王子でございまして、王子一丁目に定員80名ということでの整備が進んでございます。（4）にじいろ保育園田端新町で、田端新町二丁目に定員52名ということでの整備が進んでございます。（5）（仮称）北赤羽せせらぎ保育園で、定員80名でございます。今年度、待機児童数としては、大きな数になりませんでした。浮間地区ですとか、あと、とりわけ、その浮間地区の方でも北赤羽駅周辺というのが、かなり保育ニーズが高く、現在も、そういった近隣の園に入所待ちの方々が多くいらっしゃる状況もあることから、この新規誘致を行うことといたしました。

最後に、項目5-2でございます。この平成30年度に向けた取り組みのうち、これまでも、この子ども・子育て会議でご説明させていただいた取り組みを改めて紹介させていただきます。

（1）昨年度末で閉館した上十条児童館のエリアに併設となっている、北区立上十条保育園を拡張させるものです。（2）こちらも昨年度末で閉園となりました、区立ほりふな幼稚園の園舎を建設する北区立堀船南保育園の分園として整備し、この受け入れ数増を図ります。（3）区有地である旧北区職員豊島寮跡地に、私立保育園を誘致する計画でございます。以前は、平成30年4月開設とご説明させていただきましたが、さまざまな調整が生じまして、平成30年10月ごろの開設見込みとなっております。なお、開設がずれ込む期間につきましては、本年度末で閉園となります区立王子保育園つばみ分園の建物を活用して、できる限り児童の受け入れを行うということで、今、検討を進めてございます。（4）平成29年4月に、旧赤羽台保育園と旧赤羽台つばみ保育園を活用した公私連携型保育所「L I F E S C H O O L こどもの森」でございます。現在は0歳から3歳児園として運営を行ってございます。

が、来年度中に桐ヶ丘の区有地に移転し、その際には4、5歳までの受け入れもできる208名の園に移行するといった計画でございます。（5）今年度開設した区立音無つぼみ保育園や、清水坂つぼみ保育園では、1歳児のみの受け入れを行っております。平成30年4月からは進級歳児の枠を設けていくということでございます。

【会長】

それでは、ご質問、ご意見等ありましたら、お願いいたします。

【委員】

滝野川西地区のほうで、待機児童が多く発生したということかと思うんですけども、これは何か、新規のマンションが建ったとか、何かそういった待機児童が増えた要因分析というふうな何かあるのかということと、あと、今回、30年4月期に向けて滝野川西地区を中心に300名程度の保育施設整備等を進めていくということで、5-1のほうに（1）から（5）があると思うんですけども、先ほどおっしゃっていた北赤羽地区に、新しく開設される園もあるのかなと思うんですけども、この中で滝野川西地区に該当する保育園というのは何館あるのかというのを教えていただければと思います。

【事務局】

まず、滝野川西地区をどのように考えるかということをご簡単に申し上げますと、今ご紹介した施設というのを（1）から（5）、特に4なんですけれども、その部分というのは、もう既にこの全体の計画の中で定員数を増やそうといったようなことで取り組みが着手していたものなんです。つまり、この滝野川西にある程度集中して、待機児が発生するという状況を見込む前の段階での計画であって、それが起きた状況を踏まえて追加で今現在、かなり集中的に誘致を行っております、この会議の中で随時、ご報告ができればと思っております。

ただ、滝野川西地区の街並みですが、なかなか広いまとまった敷地が見つかりにくい地域ではあります。地理的などころもあると思いますが、地形的に四角でなくて細長い形なので、例えば、地区間の移動というのが、なかなか難しいというのはあるかもしれないです。ただ、保育園というのは、保護者の方がある程度のエリアを動いて通っていただけるというふうに思っております、課題があるとは思いますがこれまでも、例えば、浮間に住んでいらっしゃる方が保育園の空きがないので豊島の園まで通ってこられると。そういうときに、とにかく枠をつくるのが大事だといったようなことで進めてきたんですが、来年度の対策としては、やはり滝野川西地区に待機児童が多くいらっしゃる状況があったので、早目にまずそこを重点的に取り組もうといったようなことで、今進めているというような状況でございます。

【委員】

保育園のこと、余り詳しくないのでお伺いしたいんですけども、この5-1の中で、大体、会社が東京都にあるところが多くて、調べてみたんですけど、3番の株式

会社アイグランというのは、東京にも支社というか、本体があるようなので、住所的には広島でも、こちらでも活躍されているようなんですが、最後の5番の北赤羽せせらぎ保育園が、本体が愛知県名古屋市ということで、愛知とか岐阜を中心に、保育園とか施設を運営されているようなんですが、ここは東京都や北区でほかにやっていらっしゃるのかどうかを教えてください。

【事務局】

東京は初めての参加になるんです。この団体の経緯なんですが、母体は株式会社で、いろいろな幼児活動に関しての経験があるようです。何年か前だったんですけど、その自治体によっては、保育園を誘致するならば、株式会社ではなくて社会福祉法人で出してくださいとあったような、経過もあったそうで、そのときに社会福祉法人を立ち上げたといったようなことがあったそうです。

【会長】

ほかには、いかがでしょうか。

【委員】

1 ページ目の保育所の受け入れ数拡大の全体計画で、29年4月まで増加898名です。待機児が232名だと、ほとんど解消できる定員増をなさっているわけです。898名増員したにもかかわらず、本年度82名の残があるというのは、何か腑に落ちないんですけど。待機児の約4倍ぐらい、3倍か4倍の定員増をなさったんです。地域格差があるとか、そういったことかもしれませんが、そのところだけお願いします。

【事務局】

実際、待機児童解消の数字の難しいところなんですけれど、まず、一つは不承諾、保育園の待機児童というのは、0歳から2歳までの低年齢児に集中しているという状況があります。基本的に3・4・5歳の枠というのは、今現在、待機児童の解消というのには直接は影響しないんです。

次に、入れなかった人イコール待機児童というわけではなくて、さまざまな要件を満たした方が、いわゆる待機児童としてカウントされるといったような状況があります。そのあたりのところをクリアしないと、つまり、この82という数のほかに、よくマスコミなどでは、見えない、隠れ待機児童などというようなことを言っているんですが、そういったところまで受け入れるような箱をつくらないと、どこまで踏み込むかというのはいろいろ議論があるところなんですけど、解消という状況は達成できないということになります。

【事務局】

補足させていただきます。

平成29年4月までの増が898名でございます。そして、定員を増やした結果、

今回、82名の待機児童だったということなのですが、結局、保育園に入所できないという方に一次なり二次なり、不承諾という形でまず通知を出しますが、前年度は333名に不承諾という通知をいたしました。その中で、例えば認証保育所に行かれたり、育児休業を延長された方などもいまして、残った数が82名ということでございます。

毎年度、こういう形で考えていきますと、人口と、それから保育園に申請する率というのがありまして、それが近年、非常に増えているということで、その辺を見込んで定員を増やしていくということになります。実際、去年の4月から今年の4月にかけても、人口と出生率、それぞれ歳児によっては異なりますけれども、基本的に伸びたということでございまして、そこら辺の傾向が続くのかなと思っております、ある程度、増やさざるを得ないということで、ここでお出ししたのが、表の中の一番下で平成30年中の増見込み数ということで、619名というのをまずは立てています。それから追加で300名近い数を立てていますということでございます。

先ほど担当課長からございましたように、待機児童が出ているのは0・1・2歳ぐらいが中心でございます。ただ、それだけではなくて、0歳から5歳までの待機児童という形になりますが、どうしても大きな数の定員を増やしても、実際、待機児童に対して対応できるのは、0歳から2歳までの定員の数ということになりますから、総体の数よりは少ない数しか対応できないという状況になりますので、ある程度300から600ぐらいの数は増やしていかないと、なかなか入るのが厳しいかなと思っております。

【会長】

それでは、次に資料3の報告案件です。第三次北区特別支援教育推進計画の策定について、お願いいたします。

【事務局】

それでは、第三次北区特別支援教育推進計画の策定についてご報告をさせていただきます。資料3-1、第三次北区特別支援教育推進計画の策定をご覧ください。

1の要旨でございます。平成25年3月に策定しました第二次北区特別支援教育推進計画の改定に向けまして、本年3月に第三次北区特別支援教育推進計画策定委員会を設置いたしまして、2でご説明いたします計画の骨子をもとに検討を進めまして、8月に中間の取りまとめを行う予定でございます。10月にパブリックコメントの実施、その後、教育委員会、議会の意見聴取を行いまして、来年3月に計画を策定いたします。

それでは、2の第三次北区特別支援教育推進計画骨子について、ご説明をさせていただきます。別添の資料3-2の表紙をまずご覧ください。この骨子は、第三次北区特別支援教育推進計画検討委員会、このメンバーは大学の教授や特別支援教育にかかわる校長、教諭、特別支援学校の特別支援教育コーディネーター、行政の職員などですが、その検討委員会によりまして、本年1月にまとめたものでございます。

1枚おめくりいただきまして、I、計画の概要でございます。1、計画の目的です

が、北区の特別支援教育の推進体制の更なる整備と共に、一人ひとりの教育的ニーズに応じた計画的かつ適切な指導及び必要な支援を行うなど、特別支援教育の一層の充実を図っていくこととさせていただきます。

2、計画の位置づけでございますが、(1)本計画は、平成19年に学校教育法に特別支援教育が位置づけられた際の通知でございますが、「特別支援教育の推進について」に基づいております。以下は、お示しのとおりでございます。

3、計画の期間でございますが、平成30年度から34年度までの5年間でございます。関連の計画の改定が行われる場合や、特別支援教育をめぐる状況が変化した場合、必要に応じて改定を行います。

次、4、計画の基本的な考えですが、(1)基本理念ですが、今までの計画を踏襲しつつ、共生社会の実現や北区の教育目標を踏まえたものといたします。

次のページに移りまして、(2)基本的な方向性ですが、今までの第二次北区特別支援教育推進計画の見直しを図りまして、1から3の三つの柱にまとめています。

5、計画の内容ですが、お示しのとおりでございます。

次のページをご覧ください。Ⅱ、計画の体系です。表の1行目をご覧ください。先ほど申しました三つの柱をそれぞれ目標として、目標ごとに課題、施策の方向性を設定し、計画の体系としてしています。

それでは、資料3-3をご覧ください。先ほどの計画の体系について、施策の体系案を具体的に表したものです。1行目ですが、最も左に「柱」、次に「課題」、「施策の方向」、「個別事業」の順に表しております。現在、策定委員会が2回開催され検討が進んでおりますが、まだお示しできる内容になっていないため、今年の1月に作成したもので申しわけございませんが、この内容を使ってご説明をさせていただきます。

まず、「柱」のⅠ、「個に応じた教育の推進」をご覧ください。課題2では、多様な学びの場の整備として、二つの施策の方向があります。まず、(1)特別支援教室を活用した指導・支援の充実ですが、右側の個別事業をご覧ください。東京都の発達障害教育推進計画の中で、中学校における特別支援教室を平成33年度、全校導入完了を目指しておりますので、北区も取り組みを進めます。

二つ目の(2)新たな特別支援学級の設置ですが、第二次の計画の中で、自閉症、情緒障害学級の固定学級の設置の検討を挙げておりましたが、第三次の計画の中で検討・設置を進める予定でございます。

課題5に移ります。学校や教職員における支援として、施策の方向(2)障害者差別解消法による合理的配慮の提供を進めるために、教職員の理解・啓発、授業の工夫、事例の研究などに取り組みます。

次に、「柱」Ⅱ、「障害のある子もない子も生き生きと学ぶ環境の整備」をご覧ください。課題3、特別な配慮を必要とする子どもへの支援です。施策の方向(1)サポートファイルの活用の推進ですが、サポートファイルは、乳幼児期から社会生活に至るまでの成長記録や療育期間、学校、医療、福祉機関等で受けた支援内容や、提供された資料など、保護者が記録・保管していくことで、家庭と関係機関との間で情報を円滑に共有し、よりよい支援を受けるためのツールとして活用することを目的とし

ております。在学時、高校進学、社会生活など将来を見通した活用を進めます。

課題5、子どもの居場所との連携です。施策の方向、(1)放課後子ども総合プラン、児童館との連携ですが、このような子どもの居場所の指導者が、子どもの特性を理解した指導や支援をするための研修の実施や、連携を深めていきます。

柱Ⅲに移ります。就学前早期からの一貫した支援体制の強化です。課題1、適切な就学の推進です。施策の方向(2)早期からの相談支援と関係機関との連携強化ですが、組織改正により同じ教育委員会となりました子ども発達支援センターさくらんぼ園と連絡調整会議や就学相談などを通じて、さらに連携を深めていきます。

課題3、自立・社会参加を見据えた支援・連携です。施策の方向、学齢期以降の関係機関との連携強化です。キャリア教育を充実するために、特別支援学校が持っている職業教育や進路指導などの専門的な知識、経験等の活用を進めるとともに、進路懇談会を障害者団体と合同開催し、自立・社会参加を見据えた連携に努めていきます。

それでは、一番最初の資料3-1にお戻りください。3の委員構成でございますが、裏面をご参照願います。

次に4でございますが、今後のスケジュールにつきましては、要旨のところでお話をさせていただいたので、後ほどご覧いただければと存じます。

それでは、5、その他(国、都の動き)についてでございます。平成24年7月に、中央教育審議会におきまして、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進について」という報告がなされまして、さらに平成28年4月に、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が施行されまして、合理的配慮の提供や基礎的環境整備を充実させていくことが求められています。東京都は、平成22年11月に、第三次の実施計画を策定しましたが、計画期間の満了によりまして、本年2月に東京都の特別支援教育推進計画、こちらの計画期間は29～38年度なんですけれど、それを策定しまして共同社会の実現に向けた特別支援教育を推進しております。

【会長】

それでは、ただ今のご説明に対して、ご質問、ご意見等がありましたらお願いします。

【委員】

今、特別支援教育の計画の案を拝聴したんですが、小学校に上がったからの指導計画ばかりで、保育園でも、それから幼稚園でも、特別支援を必要としている子どもたちは大勢おります。保育課のほうの特別支援加算の申請をさせていただいているような状況です。そのような子どもたちに対する指導計画などは、教育委員会の検討会では検討されるんですか。一つも入っていない。教育委員会の検討会って小学校だけじゃないでしょう、今。保育も幼稚園もみんな入ってきている。未就学児への対策ということをもっと真剣に考えていかないと、対応がおくれていく。また、私たちが、保育園、幼稚園で子どもたちには特別支援が必要か必要でないかということ判断して、それぞれの担当部局に申請をして、特別支援が必要なため、巡回指導をしていただい

たりしている。現在は、教育委員会の中に保育の部門も仲間に入っているのですが、それも本当にグローバルに考えていかないと、本当の意味の特別支援教育の指導を受けることにはならない。憤りを覚える。

【事務局】

ご意見ありがとうございます。保育園で特別支援が必要なお子さんがいるということとは、もちろん把握をしております。ですので、保育園から義務教育、小学校のところにスムーズに支援がつながっていくようにということで、就学相談のところでいろいろ保育園に出向かせていただいて、お子さんのお話を伺ったりですとか、また、就学相談の説明会などもご希望に応じて出張させていただいて、やらせていただいております。今のところ、保育園から小学校のスムーズなつながりということで、就学相談のところで連携を強化させていただきたいと思っておりますが、保育園の中での支援ということにつきましては、今の状況ではなかなか難しいような状況でございます。

【事務局】

補足させていただきます。

こちらにつきましては、今まで全て教育の観点のほうから計画として立ててきたものです。ですので、そういった意味では、教育の現場をどうするかというような形での発想から今までやってきたということで、確かにご指摘のような視点が今後とても必要だと考えております。

それで、別途障害福祉計画その他のところで、その部分についてこれまで担当してきた部分がございます。実際には、今現在、それぞれ保育園、また幼稚園等で対象としておりますので、今後その整合を図って、さらに合わせるような形のものを検討させていただきたいと思っております。今のご指摘、十分にこれから生かすように検討させていただきたいと思っておりますので、今日のところは、この程度でよろしく願いいたします。恐縮でございます。

【委員】

資料の3-3で、それぞれ柱があって、課題があって、施策の方向があって、個別事業が来ておりますが、個別事業で片方だけ空欄がありますが、これは何か特別な意味があって空欄なのか、個別事業はここにはないよというお示しなのか、その点だけお聞かせください。

【事務局】

こちら1月の段階のものだったものですから、空欄のところがありました。最初の空欄のところの柱Ⅱの課題4の特別支援学校の連携のところ为空欄ということなんですけど、こちらのほうは、東京都の特別支援教育の計画が策定されることを見越しておりましたので、その計画が出た段階で、検討を上げていこうと思っておりました。

下のほうの適切な就学の推進のところの保護者への情報提供・助言の充実のところ

なんですけれど、今意見として出ているものとしましては、現在は、就学相談は5歳児のお子さんを持つ保護者の方を対象としておりますけれど、それ以前の乳幼児を持つ保護者の方も、義務教育では、どのような支援が受けられるのかというところ、いろいろお知りになりたい方もいらっしゃると思います、問い合わせもいただいておりますので、5歳児以前の乳幼児を持つ保護者の方についても、そういう就学相談についての情報などを渡していきたいなというところを考えております。

先ほどの柱Ⅱの課題4の特別支援教育のところですけど、特別支援学校では、センター的機能を活用しまして、地域における特別支援教育を支援していく機能がございまして、そちらのほうを活用しまして、例えば、特別支援学校の教員による巡回相談ですとか、研修会ですとか、そういうものが上がってきておりますので、そちらのほうを活用したいと考えてございます。

【会長】

それでは、資料4のほうに行きたいと思えます。報告案件ですが、保育料の改定についてです。よろしく願いいたします。

【事務局】

まず初めに、要旨でございます。国は、幼児教育の段階的無償化を進めております。この件につきましては、昨年度もちょうどこの時期開かれました子ども・子育て会議にも説明させていただいたところがございます。昨年度報告した内容から、また一歩踏み込んだ形で、低所得世帯、多子世帯の軽減を図るため、子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令が昨年度末に交付されまして、その改正の趣旨に沿って保育料等の改訂を行うといったようなことでございます。

項目2の国が示した改定の内容に進みます。保育料につきましては、保護者の所得階層及びお子さんが第1子か、第2子か、第3子以降かによって区分けがされているといったような状況がございます。下の1番目の表をご覧くださいと、初めに既に無償化の措置がとられている階層について、説明をさせていただきます。生活保護世帯の方ですとか、区市町村民税を引かれない世帯のうちのひとり親世帯の方、また、年収が360万未満相当世帯のうちのひとり親世帯で第2子以降の方、そして、所得階層にかかわらず第3子以降の方というのは、既に無償化の措置が国のほうでもとられているといったような状況でございます。

今回、国のほうですが、(1)といたしまして、市町村民税非課税世帯の第2子無償化ということで、この表で言いますとCに該当するわけですが、その方についての無償化をするということ。そして、(2)といたしまして、年収360万未満世帯相当の保護者負担軽減でございまして、一つは、この欄Bに該当する方なんですけれど、ひとり親世帯等の第1子の保護者負担の軽減措置をさらに拡充するといったもの。そして、欄のAとDということなんですけど、これが1号認定の方です。つまり、幼稚園に通われている方だけ、保育園に通っている方は該当しないということでございますが、1号認定のひとり親世帯など以外の世帯の保護者負担の軽減ということで、欄A、欄Dということでございます。

こういった国の方針が示されましたので、区ではどのような体制、これに沿った具体策をとるかといったようなことをごさいます、次のページに進みます。区では、それぞれの子育て施設ごとに軽減策を講じてまいります。まず、一つ目でございますが、いわゆる公私立認可保育園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所などというような保育施設の保育料についてでございますが、表Cのところの児童につきましては、既に無償化の措置がとられてございます。区では、国の設計する標準の保育料よりも安価な保育料の設定を行っておりまして、既にC欄の方については無償となっております。

次、B欄の方々に対する軽減策につきましては、次のページの表をご覧ください。いわゆる、この年収360万未満相当の世帯といえ、国の階層区分で言いますと、第1階層から第3階層及び第4階層の一部に該当するといったようなことをごさいます。区の階層区分はこの表の下の方にアルファベットのところがあるんですが、C、DはD8まで、この方々がそれに該当するということをごさいます。現行の保育料がこの実線で示した額でございます。このCのところは950円。そして、D1のところでは1,200円ということで、どんどん実線、この太線に沿って上がっていくわけですが、これが区の現行の保育料でございます。国の軽減措置の平均の割合を乗じた額にそれぞれ減額を行うことといたしまして、具体的には、その下にまた二重線で階段がついた表になっているんですが、950円の方は680円、1,200円の方は860円にといったようなことでの軽減を図っていくというところをごさいます。

次に、2ページに戻ります。2番目の区立の幼稚園及び区立のこども園、さらに私立で新制度に移行した認定こども園、幼稚園などについてでございます。新制度に移行した私立認定こども園、幼稚園におきましては、区からの施設給付と保育料により運営を行うといったものをごさいます、この保育料というのは、国の定める標準の保育料の金額から、この従来制度型の幼稚園に対しまして東京都と区が上乘せしている補助額を差し引いた金額として、この保育料を設定してございます。そのようなことから、既にB、C、D欄に該当される方については保育料が無料になってございます。今回、よって、A欄の方のみが軽減となるわけでございますが、国の下げ幅が2,000円であることから、今現在、3,600円の保育料を1,600円に減額するものをごさいます。また、区立の幼稚園の保育料につきましても、私立園の保育料を参考に決定されていることから、同じような改定を行います。

次です。最後の従来型の幼稚園をごさいます、こちらの幼稚園というのは所得階層ですとか、第1子、第2子、第3子の別に関係なく、幼稚園が定めた保育料を保護者から徴収しております。区は、保育料を納めている保護者の方々に対して、その所得階層ですとか、第1子、第2子、第3子といったものに依りて、それぞれ補助金を支出しているといったようなことをごさいます。今回、国の示した金額の増に依りまして、各階層の方でいろいろ金額が異なるんですが、1万2,000円から年額5万5,000円の補助金の増を行っていくといったようなことをごさいます。

最後に、4のこれまでの経過及び今後の予定をごさいます。保育園の保育料と区立幼稚園の保育料につきましては、条例で規定されておりまして、6月に区議会で承認をいただきました。各保育園補助金につきましては、区の定める規則などで規定され

ておりまして、現在、改正手続を行ってございます。これら保育料と補助金の改正につきましては、今年度4月分から、さかのぼって適用いたします。さまざまな手続きの後、9月からは改定後の保育料を適用してまいります。4月から8月分について保育料の減額等が生じる方々につきましては、還付とあって、お返しする手続きを行っていきたくと考えてございます。

【会長】

それでは、委員の皆様から、ご質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは、次に行きたいと思えます。

資料5になります。報告案件で、認証保育料補助の拡充について、説明をお願いいたします。

【事務局】

資料は5、認証保育所等の保育料補助制度の拡充でございます。

1番、要旨ですけれども、先ほどもご報告をさせていただきましたとおり、北区では待機児童解消策が大分進みましたけれども、それでもゼロになったわけではありません。では、全てを認定保育園とか、そういったもので賄えばいいのかというと、この認可保育園や小規模保育事業所以外にも区内には保育施設があります。

これは、こちらにありますように、認可外保育施設や、あと認証保育所等とかと私どもは申していますけれども、さまざまな保育施設があります。

こういった保育施設については、保育料が一定の金額なんです。区の保育料については、先ほどご説明させていただいたように、収入に応じて段階的に設定されておりますけれども、認可外保育施設、認証保育所等の保育料はサービスに応じて料金が決まるシステムとなっております。また、保育料も比較的高めという状況です。そのため世帯の収入が低くなるほど認可保育料との差は大きくなるといったものです。

現在は、一律の補助、月額1万5,000円という補助を行っておりますけれども、この保育料について、今現在の認可外保育施設というものも活用して、多様な保育サービスに対応していくために、より使いやすいように、認可保育園の保育料との差に応じた補助金にする。また、1万5,000円と設定しておりますけれども、その拡充も図っていくというものです。

対象者ですけれども、区内在住の方、認証保育所及び定期利用保育施設、北区に二つあります。このほかにもほかの自治体で補助を行っている施設がありますので、こういった自治体による認証とか認定を受けていて、また、公費で補助を受けている、いわば一定の区の関与がある施設に月決めで160時間以上通われている方、今回の場合には認証とかそういった施設の大半が0～2歳までの施設ですので、2歳までのお子さんがある世帯に対してです。また、保育の必要性の認定を受けている世帯とさせていただきます。認可保育園に申し込まれている方はみんな保育の必要性の認定を受けているわけですけれども、認可外保育施設では、これが必ずしも必要ではございません。これについては要件を加算させていただきました。

ただし、もう今7月ですけれども、保育の必要性の認定を受けずに4月から入った

という方もいます。そういったことから、今年度に関しましては、保育の必要性の認定は受けなくても、もうそれはアナウンスしていませんので、今年度に限ってはこういった方についても対象としております。

それから、改正内容です。現行1万5,000円ですが、裏面にいっていただきまして、最大5万5,000円に改正します。5段階の補助、これは保育料の差額に応じたものとさせていただきました。表の中に2万5,000円未満というところに※が振ってありますけれども、先ほど申しましたように、4月から1万5,000円の補助が出ますよということで、それを見越して認可外保育施設なんかに入っている方がいます。そういったことから、今年度については、1万5,000円、これを補助しますけれども、実は認可保育園の保育料って結構高い方は高いんです。そうすると逆転現象も起きちゃうので、来年度からは、もし保育料と認可外保育施設の料金の差額が1万5,000円にいかない場合、もしくは逆転している場合、これについてはちょっと見直しを考えさせていただきたいなと思っています。

今年度については既にこういったことを見越して認可外保育施設に入っていますので1万5,000円の補助をしますが、来年度は、ここは見直しをさせていただき、4月から入っている方を対象とします。

従前からこの保育料の補助は4、5、6月分、四半期ごとですけれども、これをまとめて、次の月あたりに集計してお金を助成しておりますので、今回も、今、手続きが済みしましたので、7月に手続きを開始いたしまして、8月とかそれぐらいにお金を集計してお支払いをしたいと考えております。

【会長】

それでは、ただいまのご説明に対して、ご質問やご意見がありましたら、お受けします。

【委員】

認証保育園の保育料のことについては別段意見もないんですけれども、ただ、認可外保育所とか認証保育園も認可保育園、認可施設に移行するような働きかけを区ではできないんですか。保育事故や何かのニュースを見ていると、結構、認可外の施設があったりなんかする。昨年北区でも不適切な保育事故がございましたよね。

そういうことは無認可、認可外であったりする場合が多いので、認可の保育園ですと、我々は国の予算とか、いろんな予算をたくさんいただいでいて、いろいろなコミュニケーションで行政が管理する、また、いろんなことを意見交換していますので、子どもたち、また保育士、職員等の処遇や保育の手法についても、非常にスムーズというか、そういう情報をお互いにやりとりしているので、保育の状態が見えやすいんじゃないかなと思ったんです。それが、やっぱり認可施設のある部分の良さであるから、やっぱり職員の配置も、それから面積の配置にしても基準を守る、基準以上の保育地域に配置をしているようなのはどこの保育園でも試みているところだと思うので、そういうものは、保育事故ということ考えたときに、認可外施設はそのまま認可外施設のまま運営していただくのではなくて、認可施設の方に移行を促すというような

ことも一つ大切なことではないかなと思う。

認証保育園というのは、石原慎太郎都知事のときに、保育園が間に合わないという、緊急整備的に、認可外の、要するにいわゆる我々の昔の言葉でいうと、無認可施設をある程度の基準を満たして講習を受けたときに認証を認めましょうというふうな、私に言わせれば、腰かけ的政策だったのではないのかなと思っています。

だから、今現在でも、認証保育園に入った方々というのは、来年は認可に入りたいということで、改めて希望が出されているというのが実態ではないかなと考えています。認可外を認可に移行するような働きかけというのもやっていただいたら、幾らか保育事故を防げるんじゃないかなと思ったので、お尋ねしたいと思います。

【事務局】

幾つかご質問をいただきました。まず、今日、皆さん方の中でも、認可外というものに幾つかの枠組みの違いがあるというのをご説明させていただきますと、今、委員から言われた認可保育園というのは、私立や公立の認可と言われている保育園です。このほかに、新しい国の制度で地域型という保育のサービスがあって、小規模保育事業とか、事業所内保育事業所、こういったものもあります。これは、かなり国や区の関与が強い、補助ももらえるけれども関与もかなり強いものです。認証保育所とか、それから定期利用保育施設、これは国の制度ではなく、先ほど委員からもありましたように、認証保育所は東京都の制度です。駅から近いとか、13時間開所、独自の保育サービスを持っているようなところなんです。一方で、入所調整が必要ないといったのも認可外保育施設です。自分で申し込んで、早いもの勝ちだったり、面接をやったりとか、そういった形で入ってもらう。ただ、ここはお金も出していますので、相当程度、関与が高いところなんです。

それからもう一つが、まるっきりそれにも外れるものです。ベビーホテルとかと言われているのが多く、区内にも4、5カ所ありますけれども、私どももここに意向調査をして、地域型であるとか、認可に移行しませんかというお話をしています。ただ、ベビーホテルを運営されている方の考え方はさまざま、中には24時間保育をやっているところ、特別な教育プログラムを提供しているところ、こういったところもあります。保育所と名乗っていないところもあります。登録をしているところについては働きかけをしている。さっきの認証保育所とか、定期利用保育施設、これも地域型にしませんかといったご案内をしているところなんです。

実は、これ、私どもも気になっていたもので、認可保育園に入れなから認証保育所とか定期利用に行っているかというのと、必ずしもそうではないようです。どこも入るところがないから、やむを得ず行っているのかなと思ったんですが、その方というのは実は余り多くなかったのです。

4月で、区内の対象としている施設、今回補助を行う施設は237名でしたけれども、利用しているのはそのうちの184名、結構いっぱいになっていました。実は、この184名のうち、認証保育所に入っているから待機児童からカウントを落とせるという仕組みがあります。ほかの施設に入っているから大丈夫といった方は38名でした。20%ぐらいが並行して申し込んでいるんです。認可にも申し込んでいるし、

認可外にも申し込んでいる方。もちろん、もう既に入っているから、2歳まではここにしようという方もいると思うんです。

ただ、そういったニーズからすると、例えば13時間開所であったりとか、長い保育や、お金を払えば何でもやってもらえるという保育サービスを望んでいる方もいると。その中で、若干、区の保育料とは差をつけながら補助をしていく。もちろん認可保育所や地域型の移行も進めていきたいと考えます。

【会長】

それでは、次に行きたいと思います。資料6、病児保育サービス（施設型）の開始について、ご説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、資料は6でございます。病児保育サービス（施設型）の開始についてです。

1の要旨です。現在、北区では、キッズタウン東十条という保育園、これは私立保育園ですけれども、ここで施設型の病後児保育、病気の回復期にあるお子さんを園で預かるというサービスを行っています。また、民間事業者が実施する居宅訪問型病児、これはご病気のお子さんのことです、それから病後児保育サービス、具体的にはベビーシッターが行って、そのときにお金を払っていただく、これを一部補助する、助成するといった制度を行っています。

今回は、さらなる拡充策として、以前にもご報告させていただきましたが、病院に併設されている病児・病後児保育施設1カ所にて、病児保育サービスを7月3日から開始させていただきました。

事業の内容ですけれども、満1歳から小学校就学前の乳幼児で、区内の認可施設や、先ほど申しました幼稚園も含めて、教育・保育施設に通園している方を対象としておりまして、お医者さんが病気で保育室の利用が可能だと判断した方で、事前登録制としております。キッズタウン東十条での利用についても事前登録制としております。なぜ登録をするかという、お子さんのいろんな体の状況を把握しないといけない。いきなり来られても構わないです、それはその場で登録していただければいいんですけれども、ただ、当日の状況を考えると、具合が悪くて行っているお子さんをお預かりするので、そのときに健康関係とか、診断歴、病気の記録であるとか、予防接種の数を一タータ書いていくのは大変ですよ。ですから、ご利用される方については、事前にあらかじめ登録をして、お願いするというところでお話をさせてもらう。

キッズタウン東十条では900名ぐらい登録がありました。使っている方はそんなに多くないんですけれども。その中で、全ての方にご通知をさせていただきました。もし、キッズタウン東十条で新しい病児サービスを使うのであれば、登録をもう一回し直してくださいねというご案内をさせていただいたところです。もう既にかなりの方が登録されているようですけれども、直前までに、必要だったらご登録をしていただければと思います。

場所については、赤羽台にあります東京北医療センターの病児・病後児保育室1階

です。私も見てまいりましたが、とても明るくて、環境はとてもいいところです。月曜日から金曜日の午前8時から午後6時までの利用です。

キッズタウン東十条は病院と併設ではないので、かかりつけ医で診てもらってから、そちらに行きましょうという書類を作っていたのですが、ここはもう病院がありますので、ここでお子さんを見てもらってからお預かりするといったものでございます。

先ほど申しましたように、7月3日からの開始で、児童受け入れは4名です。保育料はキッズタウン東十条と同じ、一日2,000円。このほかに昼食代がおひとり500円かかるということです。病児制度はもう既に始まっておりますので、もし必要な場合にはご利用いただくようにご案内をさせていただいています。園にも周知のご案内を出させていただきますし、掲示なども今後考えていきたいなと思っております。

【会長】

それでは、ご質問、ご意見等がありましたらお願いします。

【委員】

ずっとこの施設型の病児保育のサービスを北区でも行ってほしいなと思っていたので、始まってすごくうれしいです。教えていただきたいんですけども、こちらの病児保育、利用期限とか、何日までとか、そういうものは決まっているのでしょうか。

【事務局】

利用期間は、一回の利用で原則7日間です。

ただ、土日が通常はお休みです。その後も、もう一回、同じ病気であれば次の週もという形になります。

【委員】

その後に、例えば病後児保育に移行することも可能なんですか。

【事務局】

はい。病児と病後児、同じくやっていますので、病気の状態でお子さんをお預かりして、お近くであれば、そのまま病後児保育サービスを利用していただいてもいいですし、もしかすると東十条の方が近いから東十条の病後児保育の方に変えるとか、ベビーシッターのところに変えるかということも可能です。

【委員】

もう一つ伺いたい。こちらは赤羽地区、王子地区、東十条ですね。滝野川地区には何かできないでしょうか。

【事務局】

これはなかなか検討課題で、というのは、病後児であれば、まだ施設という形等で

きるんですけれども、やはり病児保育となると、病院とある程度併設するとか、そういった協力を得られないといけないのです。

毎日、毎日、お子さんがいるわけではないんです。そこに来た場合は、確実に受けられるスタッフを派遣しなくてははいけない。東京北医療センターは、ご覧のように、かなり大きな病院ですので、通常の院内のお子さんをお預かりする保育士であったり、看護師であったり、そういった方がバックに控えている。それをうまく活用してやっているという。

滝野川地区にも、ぜひ協力ができるものがあれば、考えていきたいなと思っています。

【委員】

滝野川地区に住んでいる者としては、ぜひつくっていただきたいなと思います。

【委員】

実際に、小児科をやっているながら、いま一つこのシステムの細かいところがまだよくわかっていないんです。事前登録して、申し込みをして、その日に連絡をして行くように書いてあったんですけれども、急性期を超えていると親御さんが判断して東京北医療センターの外来に行って、そのまま申請して大丈夫なんでしょうか。それとも、かかりつけのほかの病院にかかっている、その医師から、例えば判定で連絡を入れてということではなくて、必ず東京北医療センターの外来を受けなきゃいけないのですか。

【事務局】

この点は私たちもずっと議論しておりまして、最終的な結論とすると、今の段階では、ほかのお医者さんではなくて、東京北医療センターのドクターが見て判断をする。急性期であれば、もちろん入院のベッドを確保するとか、治療に当たる。急性期ではなくて、落ちついているというところで初めて、病児保育、もしくは病後児保育という形の判断をして終わるだろうという形になります。

【委員】

結構多くの場合は、例えば開業の先生が一回診て、熱が下がってきているが、せきや鼻がひどく保育園には預けることができない。まだ回復まではいかないけれども、急性期じゃない方が病児保育に行くと思うんですけれども、そうすると、東京北医療センターで一から初診みたいな形で午前中外来に行くとして、そこでやはりまだだめだよという話になったときには、入院じゃないケースってたくさんあると思うんですよ。その場合には帰ってこなきゃいけないという話ですかね。

【事務局】

そうですね。現状で、保育園で預かれないような状況なのかどうかというのは、まず最初に保護者の方から、これだと保育園で預かれないんじゃないかなということで、

東京北医療センターに連絡をして診てもらおう。うちでは、東京北医療センターでは病児に達していないから保育園で預かれますよとって帰ることになる。それは可能性としてはあり得るかもしれないです。

どういうことかという、東京北医療センターに行きました。先生お墨つき、これは集団生活可能であるといった状況だと言われれば、通常、どこかの保育施設、もしくは幼稚園に通っているわけですので、その場で行くという形になるのでしょうか。

ここは、なかなかいいアイデアがなくて、どちらかという、急性期の病気をやはり一旦は通り過ぎた方がメインの対象となるかなと考えている。だから、かかり始めというよりは、急性期を過ぎた直後からスタートする、そんな感じになるかと思えます。

【委員】

そうすると一番最初から東京北医療センターにかかっている、例えば予約を入れています。次の日の9時に外来の予約を入れています。じゃあ、私のところで、今、この子を病児保育で預かってくださいというパターンであれば、すんなり入ると思うんですけども、例えば初診で行った方って、結構、あそこは長いので、10時、11時になったときには、もう定床いっぱいです。

最初から東京北医療センターにかかっている人がやっぱり優先になっちゃう傾向は出てくるんじゃないかなという心配はあるので、これから運用していったら、どのような傾向の方が実際に使用されているのか、やはり東京北医療センターにずっとかかりつけの方が多くなるのか、それとも余りそれは関係なしにやっていくのかというのは、やっぱりこれから見ていかなければいけないのかなと思うわけです。

【事務局】

実は昨日スタートして、2人ご利用があったようです。ちょっとその方のかかりつけ医が東京北医療センターの方かどうか、手元に資料がないです。

やはり、あるといっても4床というか、4人分の定員でしかないの、まず最初に利用の申し込みは必要になってくるんです。これは東京北医療センターに限らず、今のキッズタウン東十条でも4人ですので、ここに申し込みをして、まず、空きがあるかないかを確認していただく必要があると思います。

じゃあ、急性期というか、感染症が蔓延しているときに取り合いになるんじゃないかというのは、確かにこれはあるんです。ただ、ご存じのように、人を確保していかなければいけないので、なかなかそこはジレンマと申しますか、じゃあ、20人分、30人分の枠を病院に確保してもらおうということをした場合に、全く病気のお子さんがないときの経営的な部分というのもやっぱりあるかなと思います。

先ほどは滝野川をご利用ということでしたけれども、もう少し地域的にも、枠的にも、ご協力していただける医療機関であったり、併設する保育施設ができれば、もう少し利用環境がよくなるのかなと思います。これからご利用された方がどんな傾向で、どんな病気で、どこのかかりつけ医なのか、資料を私どもと病院の方とやりとりをしながら分析をしていきたいなと思っています。

【委員】

ずっとたくさんの病床を確保できるというのは経営的に無理なので、要は、これだけ最初に確保できたというのがまず大事。これからスタートして、皆さんに周知していただいで、特に周りの、近隣近くの方が事前登録をしてくれるというのが第一段階だと思います。

その次の段階のところ、今度はどういう傾向があるのかというのは非常に興味深いことですし、また、今後、ほかの地区に広げていくときにも、その資料というのはとても大切だと思うので、ぜひ、そこら辺は集積していただくとうれしいかと思えます。よろしくお願ひいたします。

【会長】

次に、行かせていただきます。資料は7になります。区立認定こども園運営状況について、お願ひいたします。

【事務局】

区立認定こども園の運営状況について、ご報告させていただきます。区立こども園の開設につきましては、本子ども・子育て会議において何回か報告をさせていただいているところでございます。その中で、この4月にさくらだ幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行しまして、さくらだこども園として開設いたしましたので、改めてご報告させていただきます。

資料7になりますが、こども園の概要を記した資料を本日配付させていただきました。内容的には従前の報告通りでございますが、園児数等について少し報告をさせていただきます。

3ページをお開きください。定員及び学級数という表でございます。計のところになります。3歳、上の欄が定員になってございます。30人に対して在籍数が30人。4歳は60人に対して57人。5歳、60人に対して48人。合計としまして、定員150人に対して135人。充足率としては90%になっているところでございます。それから、定員でございますが、来年度、平成30年度は、4歳児の定員の内訳になりますが、1号、2号認定ともに30名、31年度は、5歳児の定員を1号、2号ともに30名に変えていくことになってございます。

それから、1ページの方をお開きください。

一日の流れということで、下段になります。一日の流れが出ております。この部分で、幼稚園から認定こども園に移行したわけですがけれども、本来であれば、左の縦のところ、幼稚園は4歳、5歳児の14時降園の部分までが本来の幼稚園の部分でした。それに対して、こども園となりまして、右端の保育園枠、4歳、5歳、保育園の3歳児の部分、それから、幼稚園枠の4歳、5歳の2時以降の部分が増えたということになります。その中で、給食だとか、午睡が加わったりとか、預かり保育が加わったりという状況でございます。

この預かり保育の部分ですが、幼稚園枠、4歳、5歳に関しては、大体、現在、5、

6人の利用と聞いてございます。実際にはもう少し利用者はいるのですが、実際に週に二日ぐらい、二、三日のお勤めの方が、それぞれの必要な曜日にご利用されているということなので、大体5、6人の利用、大体4時半ぐらいまでの利用が多いと聞いております。それとは別に、もともとの保育園の枠として、4歳、5歳は、今、在籍児童数14人、それから3歳児が30人いますので、2時以降としては50人での活動をしているという状況でございます。

それから、幼稚園と異なるところでは、土曜日も開園するようになりました。土曜日については、実は保育を必要とされる方は、現在、11人と聞いてございます。ただ、11人の方全てが毎週土曜日にご利用されるわけではないので、10人ぐらいだったり、6人ぐらいだったりするという状況でございます。

あと、保護者等の声も含めまして、こども園に移行して何が変わったのかと聞きますと、給食の話聞くことが多いです。特に、幼稚園でもお弁当で食育はやってはいたのですが、給食となって、とても食べ残しが多くなったという話を聞きます。やはりお弁当では、子どもの好き嫌いに応じた食事を提供していたのではないかと。給食に変わったことで、子どもが嫌いなものを残すのが今とても多い状況なので、小学校の給食に向けての準備をしているような状況だという話を園の職員からも、保護者からも聞くことがございます。

【会長】

それでは、ご質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

【委員】

数年前の子ども・子育て会議で、区立幼稚園をどうしようかというお話が出ていました。当時、今の子ども・子育て新制度に移行するという話があり、認定こども園の方に移行することをお考えになったらいかがでしょうかという提案があり、ご意見を申し上げたことがあろうかと思いますが、このような形で実現して、私はよかったなと思っています。

やっぱり地域の区立幼稚園というのは、地域の皆さんにすれば、やっぱりご自身にご利用されたり、また、応募したりするような、地域の一つの施設としての重要さというのもあるかと思って、やっぱりそういうふうにいる区としての経営面のことも、受け入れをしなくちゃいけないことのご意見もあったようですが、残っていただいてよかったんじゃないかなと思います。

また、さっき浅香課長の方から給食のことが、幼稚園と認定こども園、また、保育園の違いが、給食を実施するというようなところがやっぱり一番大きなハードルになってきているところも承知しておりますし、また、それが、今度、学校に上がったときの、小学校に対して給食を学校で食べるということに対する学校のプレスクール体験的なところも利して、いい方向に進んでいただければ、今後のモデルケースになろうかなと考えております。

今後にも大変期待したいと思います。よろしくお願いいたします。

【委員】

私も数年前に、下の子を保育園に入れるか、幼稚園に入れるか、もしくは、できればこども園に入れたいなと検討した時期がありましたので、最終的にいろいろ検討した結果、保育園に入れたんですけれども、今回、このさくらだこども園のこの一日の流れですとかを拝見いたしましたして、とても幼稚園と保育園のそれぞれのよさを兼ね備えた形で、給食や午睡などもありますし、子どもたちにも無理のない形でそれぞれのよさを兼ね備えたこども園が整備されて、とてもすてきなことだなと思ひまして、いい取り組みだなと思ひました。

1点、質問なんですけれども、定員の方は、結構、30人ずつという、4歳、5歳は2クラスになっているかと思うんですけれども、保育園に比べると、1クラスの人数というのは、幼稚園の中でちょっと多いのかなと思うんですけれども、職員の配置というのは、例えば3歳児などはどういった形に、何人ぐらいとかになっていらっしゃるのか、もしおわかりであれば教えていただければと思ひました。

【事務局】

基本的には、北区では、3歳の場合は15人に一人という配置基準になってございますので、それに準じた体制が常に組めるような職員配置をしております。

4歳、5歳に関しては、35人までで一クラスということになっておりますので、基本的には、幼稚園のような教育活動もやっておりますので、なるべく担任というものを意識した形でもって運用しているということでございます。

【会長】

それでは、最後の議事に行きたいと思ひます。資料8です。子どもの貧困対策の具体的支援策につきまして、お願いいたします。

【事務局】

資料8の子どもの貧困対策の具体的支援策（29年6月補正予算）について、ご説明をさせていただきます。

まず、1の要旨についてご覧ください。

昨年度の子ども・子育て会議で進捗状況の報告をさせていただいておりましたが、平成29年3月に北区子どもの未来応援プラン「東京都北区子どもの貧困対策に関する支援計画」を策定いたしました。この計画に基づき、各主管課により具体的な支援策を平成29年度途中から実施するために、平成29年6月補正予算を計上いたしました。

次に、2の事業名等について、ご覧ください。

まず、子ども未来課が主管課となる（1）から（4）についてご説明させていただきます。

（1）のひとり親家庭支援サービスPR事業ですが、現在、北区では子育て応援事業の一環として、主に出産前から就学前までの児童の子育て世帯向けに、「北区子育てガイドブック」を作成、配布しております。この中で、ひとり親家庭の方への案内は、

見開き1ページで、内容は支援制度の簡易な説明の案内にとどまっております。そこで、ひとり親世帯の支援制度の案内やひとり親家庭の相談等の周知の徹底をするために、内容をひとり親支援制度に特化し、より詳細にわかりやすく説明する「ひとり親支援ガイドブック」を作成し、ひとり親家庭の児童育成手当受給世帯への情報提供として、別途、案内知らせをお送りいたします。パンフレットの作成部数は1,000部、周知のチラシについては3,000部作成させていただく予定でございます。

次に、(2)子どもの未来のための養育相談事業についてです。ひとり親家庭等の保護者が、各種手当の手続のため来庁することの多い児童手当等申請窓口の隣に、当初予算において「ひとり親家庭等相談コーナー」を設置することを予定しております。このコーナーは、産業カウンセラーや心理カウンセラーの資格等を有する相談員による総合相談を実施するとともに、関係機関や必要な支援につなげていきます。今回の補正予算では、子どもの養育費等の法律相談を実施するために、弁護士等を月2回程度、相談コーナーへ配置いたします。

北区子どもの未来応援プランを策定するための、昨年実施させていただきました実態調査の報告書の区民アンケート、児童育成手当受給世帯では、養育費の取り決め状況について、「取り決めていない」の回答が49.6%となり、約半数の世帯が養育費の取り決めを行っていない状況を把握いたしました。養育費の相談に特化した相談窓口を児童育成手当窓口の隣に設置することにより、保護者にとって相談に行きやすいメリットもあり、また、子どもの養育費を確保するための養育費の取り決めや支払いの履行、強制執行に関する相談援助を行うことにより、ひとり親世帯の生活水準の向上と子どもの健やかな成長を支援いたします。

次に、(3)子どもの居場所づくり(子ども食堂)支援事業についてですが、家庭の事情等により、家で子どもだけで過ごすことが多いなど、孤食の状況にある子どもに対し、NPOやボランティア団体等が地域と連携しながら子ども食堂を運営するために、その経費の一部を補助することにより、困難を抱える家庭の子どもたちが安心して過ごせる地域の居場所づくりの推進を支援いたします。月2回以上、定期的を実施いただける団体等へ、諸経費といたしまして10万円、運営経費といたしまして年間20万円を上限に補助をいたします。なお、29年度につきましては、10月からの補助を実施するため、運営経費については10万円を上限とさせていただいております。

次に、(4)のひとり親家庭等の子どもの学習支援事業についてですが、ひとり親世帯等の中学生に対して、支援員と子どもの信頼関係づくりを図りながら、学習習慣の定着及び学力向上、基本的な生活習慣の習得、社会性の育成等を目的とした子どもの状況により沿った学習支援事業を実施することで、子どもの居場所づくりと学力の向上を支援いたします。対象につきましては、ひとり親世帯等、主に児童育成手当受給世帯の中学1年生といたしまして、場所は児童館の2カ所で実施いたします。定員につきましては、40名とし、児童館1カ所につき1グループ20名といたします。実施日時につきましては、平日夜間午後6時～8時、または日曜日の午前または午後の2時間とし、平日と夜間どちらが子どもが集まりやすいか検討して決定いたします。実施回数につきましては、週1日といたします。実施主体につきましては、実績のあ

るNPOや法人に委託することにより、高校進学を見据えた質の高い学習支援を実現してまいります。

続きまして、学校支援課が主管課となる、(5) 就学援助費の前倒し支給、中学校新入学学用品等購入費についてですが、保護者の経済的負担の軽減を配慮するために、入学時等に必要な費用に対して、平成30年度入学予定者から、就学援助の中学校進学時の学用品等購入費を3月に前倒しで支給をいたします。

続きまして、生活福祉課が主管課となる(6)、(7)についてご説明させていただきます。

まず、(6) ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業についてですが、北区子どもの未来応援プラン策定のための、昨年実施いたしました実態調査報告書の区民関係の保護者の最終学歴では、中学校卒業、あるいは高等学校中退の回答は、18歳未満の子どもがいる世帯のアンケート全体の父親の2.8%、母親の1.6%に対し、児童育成手当受給世帯アンケート全体では10.3%という高い比率であることを把握いたしました。

ひとり親家庭の親と子が高卒認定試験合格のための講座を受け、終了したとき及び合格したときに受講費用の一部を支給することで、よりよい条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就労につなげていくことを支援いたします。支給額につきましては、受講を終了した場合に支給される受講終了時給付金として、受講料の2割、10万円を上限に支給いたします。受講終了日から起算して2年以内に高卒認定試験の全科目に合格した場合に支給される合格時給付金は受講費の4割、受講終了時給付金と合格時給付金を合わせて15万円を上限として支給いたします。

次に、(7) 被保護者自立促進事業についてですが、生活保護世帯の子どもが家庭の経済的な理由を原因に高校進学を断念し、社会的に孤立する生活保護世帯の子どもが多いという現状を踏まえ、現在、被保護者自立促進事業において中学生の塾代を助成しております。今回は、将来的に生活保護世帯数の増加を抑える予防的な観点からも、この助成の増額及び高校生まで対象を拡大いたします。また、大学等の受験料の助成も新設いたします。助成枠につきまして、年間の塾代助成は、中学3年生は15万円から20万円に増額され、高校1年生は新規に15万円、高校3年生が新規に20万円を上限に助成いたします。また、受験料助成は、大学等の受験料が新規に8万円を上限に助成をいたします。

3番の平成29年度の予定(実施時期)につきましては、お示しのとおりです。

【会長】

それでは、ご質問、ご意見等がおありでしたら、お願いします。

【委員】

2番の(3)と(4)についてお話をさせてください。

滝野川で団体を立ち上げて、子ども食堂をしておりますが、ここに来て、支援をただけるということで大変心強く感じています。

今、区内では8カ所ほど、子ども食堂が活動していて、同じぐらいの数の団体が開

店準備、またはこれから始めたいという意思表示をしています。

今、月に2回開催しているところはまだ3団体ですが、こういった助成があれば、もう少し勇気をもって1回やろうと思っているところを月2回やろうかなと思うところ、またはちょっとお金を工面してから始めようかと思っているグループが、初期費用でいろいろ自分たちで買ったりする場合に助成していただけるのだったら早目にやれるんじゃないかと思う団体もあるかと思うので、子どもたちにとって大変よいことだと感じています。

子ども食堂は全国組織で、「こども食堂ネットワーク」というのがあって、3月末の時点で、220の子ども食堂が、それぞれで加盟していて、それぞれが自分たちで自分の子ども食堂をやっているんですが、企業やフードバンク等からの支援を受けやすいというメリットから、全国的に自治体ごとにネットワーク化する流れがあります。

北区でも、先月3日に、北区社会福祉協議会を交えて、既に活動している全ての子ども食堂が合意して集まって、「北区子ども食堂ネットワーク」を発足させました。今、準備中、またはこれからやりたいという意思を持っている団体、それからお店も含めて、メーリングリストを、先月、開始しています。

これから、いろいろ悩んだりするときに、既に活動している子ども食堂などがアドバイスしたり、見学を受け入れたりして、もっと地域ごとに子どもが一人で行けるところに子ども食堂があるという環境を整備していくと、子どもにとって大変いい環境じゃないかなと思っています。

それで、先日知ったことですが、渋谷区が「渋谷区こどもテーブル」というホームページを作りまして、今月から公開しています。渋谷区には、今、14カ所のこども食堂があって、月2回開催しているところは2団体で、あとは月1回ですが、それをわかりやすく視覚化して、「こどもテーブル」というネーミングもなかなか耳なじみのよい名称で、見やすいページとなっています。その1ページ目は、「今月のこどもテーブル」、7月の開店日時が全てわかるようになっていて、クリックすると、それぞれのこども食堂の詳細と地図が出てきます。これは区が作っているんですが、協力として、渋谷区の社会福祉協議会と企業が援助しているということで、区長が、「将来的に8カ所にまで増やしたい」と公言されているということで、息の長い取り組みとしてやっていこうという区の意味が表れているというふうに受けとられています。

こういうページを作っていくことで、各子ども食堂に対しての地域の方たちの信頼度がアップしたり、ホームページを持たない団体が情報を発信できるということ、それから、スマホをよく使う若い親御さんたちに非常に見えやすい、わかりやすいということがありますので、今後、手厚い支援をされている北区でもご検討いただけたらうれしいなと思っています。

それから、次に、ひとり親世帯のお子さんの学習支援事業で、中学1、2年生向けの児童館2カ所で始めるということですが、質問としては、これは2カ所で始めるけれども、各地域にないと利用できませんので、これからきっと増やしていかれるという期待をしています。

それと、私どもの子ども食堂で、8月から、今度、生活福祉課の委託で社会福祉協議会が実施している無料学習支援教室というのがあって、社会福祉協議会と協力して

それを始めるんですが、それはそれで就学援助をいただいている家庭や生活保護世帯を対象にして、小・中学生というふうになっていて、これは非公開なんです、ひとり親だと（４）のところに応募できるという、対象が非常にわかりにくいなということを感じます。こちらは所管が子ども未来課。生活福祉課の方は生活困窮者自立支援法に基づくということなので、それぞれ縦割りなんですかね。

私たち地域の大人としては、幼児から高校生まです子どもたちが来ていて、小学生も中学生も、ひとり親でも、二人親でも、地域の子はみんな来ていいよというのが一番自然な感じがして、ひとり親世帯はこっちで、生活がちょっと苦しくて就学援助をもらっているけれども、ひとり親でないところは応募できないよというのはよくわからなくて、地域の子どもが行きたいところに行って勉強できるような環境ができた方がわかりやすいし、こちらは非公開だから余りみんなにはお勧めできないと気を遣ったりするのが非常にやりにくくて、将来的には一本化していただけると、それにかかわる地域住民としてやりやすいかなと思っていますので、考慮していただければと思います。

【事務局】

２点、大きく分けると、質問をいただきました。

まず、（３）の子ども食堂による広報についてです。こちらにつきましては、支援者のヒアリングを行った際に、大きく広報してしまうと、地域の子どもをなかなか受け入れることができなくなるとか、あとは、本来支援が必要な子たちが来ることができなくなるとか、そういった課題というものがございまして。こういった課題もございまして、「こども食堂ネットワーク」みたいに、全体に周知することが全てではないのかなというふうにも考えておりますので、この広報の仕方については、また検討させていただきたいと考えてございます。

もう１点、（４）の学習支援事業につきましては、今、２カ所ということで１０月から実施をさせていただいて、今回は、児童育成手当を受給している世帯ということで、基本的にはひとり親の家庭向けについても事業を展開するというところで、こちらにつきましては、児童育成手当を受給されている方に通知を直接出させていただいて、応募していただくという取り組みです。今回、どれぐらいの応募があるかということで状況を見させていただいて、もしニーズがあるということであれば、今後、拡大させていただくということも検討させていただきたいと考えております。

あと、先ほどの生活困窮者の自立支援法に基づく生活福祉課の所管している社会福祉協議会がやられている事業と、子ども未来課が今後事業展開する事業について、どうしてもやはりひとり親家庭の中の生活保護を受給されている方であったり、ひとり親家庭の就学援助を受けられている方がいらっしゃると思いますので、事業を今年度進めていく中で課題も見えてくると思いますので、そういったところを整備させていただきたいと考えてございます。

【委員】

子ども食堂の方は、定員を超えて子どもが集まると食事が用意できないという問題

はありますが、それは来たい子どもがいっぱいいて、子ども食堂が少ない場合ですね。今後増えていけば、余り心配するような必要もないんじゃないかなと考えています。

同じような地域に幾つか曜日とかが違うところがあれば、それぞれ自分たちの行きやすいとか、居心地がいいところに行けばいいかなと思います。

また、私、ホームページを作っていて、SNSでのPRもやっていますが、それでも近所の家庭でまだまだ知らない方がいっぱいいて、子ども食堂を開店している日にたまたま通りかかった親御さんが、ここは何をしているんですかと聞いてきて、ここでやっているんですよ、よかったら来てくださいなんてお話ししています。例えば学校でチラシをまくとかということは全く考えていませんが、何かの縁があって来るような方は受け入れたいし、今でいっぱいだから新しい家庭の子は受け入れないということはしたくないです。うちの子ども食堂は今100人を超えるお子さんが登録していますが、大体40人ぐらいのお子さんが来て、毎回来るわけでもないし、最近来ていたけれども、途中、来なくなったりとか、それぞれお子さんや家庭によって事情があるとも思います。例えばスペースゆうについて、随分、北区ニュースでも宣伝していますが、いまだに「それって、何」とよく聞かれますし、「4階のボランティアぷらざ」についても、「それ、何」とか、「それ、どこにあるの」とかと、いまだに区民の多くの方が施設について知らないことが多いので、そういうことを知りたいと思っている方に届く情報ということで、リーフレットやサイトというのは非常に有効だと思っています。

それから、学習支援教室の方は、例えばうちに来ている子どもたちが、いろいろ事情があって、例えば親御さんがそろっているけれども片親が精神的な病気であるとかで家事ができないとか、ほとんど面倒が見られないとか、いろんな家庭の状況もあるので、ひとり親とそうでない家庭を分けるというのは、不思議な気がして、制度的に一本化すると子どもたちにとっては勉強しやすいというか、友達とも一緒に行けるんじゃないかなと思います。

【委員】

意見というか、感想です。

(1)のひとり親家庭支援サービスPR事業と、その下の(2)子どもの未来のための養育相談事業で、以前、この会議の人数調査の結果で、やっぱりひとり親家庭の方が相談する場所がないという意見が多かった印象が私もあるんですけども、とてもよいこの相談事業、いいものができたなと思いましたが、これがぜひ活用されるように、こういう例えばひとり親家庭の方ってなかなか役所に出向く機会が少ないと思うんですね。なので、パンフレットとかチラシを用意されるのもいいんですけども、スマホで簡単にこういった情報が必要な人に届くように、ぜひ、わかりやすい広報をお願いしたいと思います。

本当に、今すぐ困っていて相談したいという方がいらっしやると思うので、そういう方にこの相談コーナーがあるよという、弁護士に相談できることがあるよというのを知っていただけたらなと思います。

それから、(4)のひとり親世帯等の子どもの学習支援事業で、先ほど委員がお話し

されたのとちょっとかぶる部分もあるんですけども、やはり児童館の開催が2カ所というのが少ないなという印象で、子どもって学区域で動くんです。中学生になってもやっぱり自分の学校を超えて出かけるって、なかなか気持ち的に難しいところがあって、勉強したい思いがあっても、例えば浮間舟渡に住んでいる子が赤羽に出向いて勉強するかなとか、交通費がかかったら行けないなんていう、ちょっとしたそういったところが障害になって、勉強したい子ができないということになってしまわないかなと、個人的には気になりました。

いろんな場所で、NPOですとか、学生ボランティアがこういったことをやっているの、例えばそこに助成金ですとか、今やっている団体に委託とか、もうちょっと細かい単位で、本当に小規模でもいいと思うので、本当に北区をカバーできるような形でできるといいなと思いました。これは意見です。

【事務局】

2点、ご意見いただいた中の回答をさせていただきたいと思います。まず、相談窓口についてなんですけど、チラシが3,000部と書かせていただいているのは、こちらは、今、児童育成手当を受給されている世帯が約3,000世帯ございます。こちらに直接通知を出させていただいて、ひとり親家庭向けの相談窓口が開設しているということを周知させていただきたいと考えてございます。あと、広報の仕方についても、今回、チラシを送付することでどれくらい相談窓口に来ていただけるのかというのを検証しながら、また、広報についても検討させていただきたいと考えてございます。

あと、児童館2カ所というところで、先ほどもご回答させていただいたんですが、やはりニーズを見てということ、拡充については検討させていただきたいと考えてございます。

今、生活困窮者自立支援法に基づく、東十条で学習支援事業が展開されているんですが、そこで確認したことといたしまして、まず、東十条で実施しているから東十条の子だけが行っているというわけではないという現状がございまして。そこには浮間から来られている方もいらっしゃるということで、遠方から来られているというのが、例えば近隣の場所であるとそこがそういった子どもたちが集まっていると分かってしまうという部分があるだろうと思うんです。なので、北区内の自分の住居から少し離れたところに行くということにも少しメリットがあるのかなというところもございまして、こういったところも検証しながら、事業展開の方を検討させていただければと考えてございます。

3 閉会

【会長】

それでは、まだまだ皆さんいろいろご意見等あると思うんですが、ちょっと時間を超過しましたので、もし何かありましたら、事務局の方にメール等でいただければと思います。

何か、事務局から連絡はありませんか。

【事務局】

長くまで熱心にご議論いただきまして、ありがとうございました。

先ほどからもご案内をさせていただいておりますが、第2期の子ども・子育て会議は今回で終了となります。

各団体におかれましては、期が変わることでの改正、もしくは公募委員の方につきましても、また公募の募集を、今、行っておりまして、今後、選定に進んでいく状況でございます。本当に、皆様、この2年間、貴重なご意見をいただきまして、また、小さいお子さんがいらっしゃって参加されるのも大変だったかと思えます。本当にありがとうございました。また、いろいろお世話になる機会もあるかと思えますので、今後ともどうぞよろしく願いいたします。

【会長】

ありがとうございました。

副会長から一言だけお願いいたします。

【副会長】

本当にお疲れさまでした。

私はずっと参加させていただいて、丁寧に資料等も作っていただいているということもありますけれども、会を重ねるごとに、しっかりと議論をして、納得しながら、また、半分はまだ納得しないところも、もちろんあるんですけれども、建設的な意見という形で議論できているところはとてもいいなと思っています。

引き続きということもありますけれども、まだまだ充実という意味では、これから皆さんの声をしっかりと受けとめながらやっていかななくてはいけないのかなと思っています。本当に、まずはお疲れさまでした。ありがとうございました。

【会長】

それでは、次回は3期ということになるんですが、もしご継続のメンバーの方々はよろしく願います。8月31日ということになっております。

それでは、第18回の子ども・子育て会議を閉会いたします。ありがとうございました。